

市民マナー条例の経緯

【平成 9 年 10 月 1 日 ポイ捨て禁止条例施行】

「芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例」（平成 9 年芦屋市条例第 25 号）施行。空き缶等の投げ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定める。

【平成 19 年 6 月 1 日 市民マナー条例施行】

市民の安全や快適な生活環境を守るため、「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）」（平成 19 年芦屋市条例第 13 号）を制定。喫煙禁止区域（JR 芦屋駅周辺）の設定，歩行喫煙，たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て，飼い犬のふんの放置，夜間花火（午後 9 時～午前 6 時），落書き等の禁止を定める。

※歩行喫煙については，努力義務規定。

【平成 21 年 7 月 1 日 市民マナー条例改正】

市民の意見を受け，潮芦屋ビーチ周辺での花火を終日禁止とする改正を行う。

【平成 23 年 6 月 1 日 市民マナー条例改正】

芦屋川流域等でのバーベキュー等禁止，キャナルパークでのプレジャーボート等航行規制（午後 6 時～午前 8 時），喫煙禁止区域を鉄道駅周辺 1 箇所（JR 芦屋駅周辺）から 3 箇所（阪神芦屋駅・阪神打出駅・阪急芦屋川駅周辺）追加指定。

【平成 25 年 10 月 1 日 市民マナー条例改正】

歩行喫煙等につき，努力義務から禁止へ

「平成 26 年 3 月芦屋市市民マナー条例推進計画の策定」

市と市民及び事業者が協働して，より一層清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向けた取組を総合的に推進するために策定したもの。

【平成 26 年 8 月 1 日芦屋市市民マナー条例推進連絡会立ち上げ】

推進計画の施策の推進にあたり，地域と行政が一体となった取組を効果的かつ継続的に行うため，地域活動団体，商工活動団体，美化推進員，関係行政機関及び行政関係者をメンバーとする本連絡会が組織された。